

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十三号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

（書類の指定の対象となる事業）

第一条 次条による書類の指定は、次に掲げる事業であつて国土交通大臣が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十八条第一項の主務大臣であるものについて行うものとする。

- 一 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次号において「令」という。）別表第一の一の項のイからへまでの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業
- 二 令別表第一の七の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業

（書類の指定）

第二条 環境影響評価法の一部を改正する法律附則第六条第一項第一号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成二十年四月国土交通省）第2の（5）により作成された複数案の比較評価をとりまとめた書類とする。

○国土交通省告示第三百二十四号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

（書類の指定の対象となる事業）

第一条 次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の二の項のイからレまでの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。

（書類の指定）

第二条 環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第六条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、次の各号に掲げる書類ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法附則第六条第一項第一号に掲げる書類 河川法の一部を改正する法律等の運用について（平成十年一月二十三日付け建設省河政発第五号、建設省河計発第三号、建設省河環発第四号、建設省河治発第二号、建設省河開発第五号、建設省河川局水政課長、建設省河川局河川計画課長、建設省河川局河川環境課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局開発課長）二の2の③により作成された河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を含む書類
- 二 法附則第六条第一項第二号に掲げる書類 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により定められた河川整備計画

○国土交通省告示第三百二十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

（書類の指定の対象となる事業）

第一条 次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の一の項のイからへまでの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。

（書類の指定）

第二条 環境影響評価法の一部を改正する法律附則第六条第一項第一号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン（平成十七年九月国土交通省道路局）第4章の4により作成された複数案の比較案の比較評価をとりまとめた書類とする。